

福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図り「災害の少ない都市をつくる」ことを目的に、木造住宅の所有者が行う耐震改修工事の補助金の交付について、必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 福井市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法、伝統的構法又は枠組壁工法による自ら居住する又は耐震改修後に居住を開始するために所有する一戸建て木造住宅（併用住宅で、延床面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものを含む。）で、3階建て以下のものをいう。
- (2) 耐震診断（一般診断法） 一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」に基づいて行う耐震診断をいう。
- (3) 診断評点 耐震診断（一般診断法）により算出される上部構造評点をいう。
- (4) 耐震改修工事 木造住宅の耐震性の向上を目的とした補強工事をいう。
- (5) 補強計画 耐震改修工事を行うための計画で、改修後の診断評点を算出したものをいう。
- (6) 耐震診断士 福井県木造住宅耐震診断士登録制度要綱の規定により、知事から登録を受けた者をいう。
- (7) 特定居室 直接外気に接する避難上有効な開口部を有する居室のうち、最低1室以上を含む範囲で、1階にあるものをいう。
- (8) 部分診断評点 部分的な耐震改修工事を行う範囲において耐震診断（一般診断法）に準じて算出される構造評点をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 補助の対象となる木造住宅の個人所有者。ただし、特段の理由により所有者が耐震改修工事を実施できない場合は、市長が適当と認める者。
 - (2) 市税の滞納がない者
- 2 国又は地方公共団体等の他の補助事業により補助金等が交付される者は、この要綱による補助を申請することはできない。ただし、この要綱による補助対象部分と他の事業による補助対象部分を区分することができるときは、この限りでない。

(補助対象となる木造住宅)

第4条 補助の対象となる木造住宅は、福井市木造住宅耐震診断等促進事業実施要綱等に基づく耐震診断を行い、診断評点が1.0未満のものとする。

- 2 前項の木造住宅は、過去にこの要綱等に基づく耐震改修補助を受けていないものとする。

(補助対象となる耐震改修工事)

第5条 補助の対象となる耐震改修工事は、改修後の診断評点が改修前の診断評点を上回り、かつ、次の各号のいずれかに該当する工事とする。

(1) 住宅全体の耐震改修工事で、改修後の住宅全体の診断評点が1.0以上となるもの又はこれと同等以上の耐震性能を有するもの。

(2) 前号による耐震改修工事の実施が困難な場合で、改修後の住宅全体の診断評点が0.7以上となるもの。

(3) 特定居室を対象とした部分的な耐震改修工事で、次に掲げる要件を満たすもの。

ア 改修後の部分診断評点が1.5以上となるもの。

イ 特定居室に影響のある基礎及び床の仕様が、一般財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている仕様Ⅰ又は仕様Ⅱを満たすもの。

(改修後に仕様を満たすものを含む。)

2 前項第1号及び第2号の改修後の診断評点並びに第3号の改修後の部分診断評点は、耐震診断士が行った耐震補強計画によるものとする。

3 第1項各号の耐震改修工事は、耐震診断士が工事監理を行い、前項の改修後の診断評点とおりの耐震性能があることを、工事完了後に耐震診断士が証明するものとする。

(補助金の額)

第6条 耐震改修に対する補助金の額は、次に定めるとおりとする。

(1) 第5条第1項第1号及び第2号の耐震改修工事

耐震改修工事に要する費用に10分の8を乗じて得た額(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、120万円を限度とする。)

(2) 第5条第1項第3号の耐震改修工事

耐震改修工事に要する費用に10分の8を乗じて得た額(千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、30万円を限度とする。)

2 前項に規定する耐震改修工事に要する費用には、設計及び工事監理に要する費用を含めない。

(申請書の審査)

第7条 この補助金を受けようとする者(以下「対象者」という。)は、福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付申請書(様式第1-1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、審査結果を福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

3 対象者は、前項の通知がある前に耐震改修工事の契約を締結してはならない。

(変更及び辞退)

第8条 前条第2項の通知を受けた対象者が、申請の内容を変更する場合は、福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金計画変更申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の計画変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認める場合は、福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金計画変更承認通知書(様式第4号)により通知するも

のとする。

- 3 対象者は、前項により承認を受けた申請の内容の変更により、耐震改修工事の契約を再締結したときは、速やかに再締結した契約書の写しを市長に提出しなければならない。
- 4 前条第2項の通知を受けた対象者が、申込みを辞退する場合は、速やかに福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金辞退届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（工事着手届）

第9条 対象者は、耐震改修工事に着手したときは、速やかに福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金工事着手届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（工事の完了期限）

第10条 対象者は、別に定める日までに耐震改修工事を完了しなければならない。

（工事の完了及び補助金額確定）

- 第11条 対象者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに福井市木造住宅耐震改修促進事業工事完了届（様式第7-1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の届を受理したときは、審査を行い、適合すると認めるときは、補助金交付の額の確定を行い、対象者に対して福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

- 第12条 対象者は、前条第2項の通知を受けたときは、速やかに福井市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。
- 2 対象者が耐震改修工事の契約を締結した者に補助金の受領を委任する場合は、代理受領に係る委任状（様式第10号）を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金の請求を受けた場合には、速やかに対象者に対して支払いを行うこととする。ただし、前項の代理受領に係る委任状を提出された場合は、委任を受けた者に支払いを行うこととする。

（調査等）

第13条 市長は、この要綱に基づく耐震改修工事等に関して必要な調査を行うことができる。

（交付の取消し）

- 第14条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - （1）虚偽その他の不正行為により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
 - （2）その他、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、その取消しに係る補

助金について、期限を定めて、既に交付した金額の全部又は一部を返還させるものとする。

(書類等の保管)

第16条 対象者は、補助事業に係る書類等を補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(個人情報の利用目的)

第17条 市長は、本事業の実施に関して知り得た個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な限度において、国及び県へ提供することができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年4月1日までに耐震診断を受け、補強計画を作成した者が耐震改修工事を行う場合については、従前の補強計画による耐震改修工事を行うことができる。

(失効)

3 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。